

患者のみなさまへ

## 当院は一般名での処方箋発行を推進しています

当院ではお薬の名前を「商品名」でなく「一般名」で処方箋に記載することを進めています。

これを「一般名処方」といい、後発医薬品がある医薬品を商品名に代えて「有効成分の名前＝一般名」で処方することです。保険調剤薬局で在庫がないお薬でも違うメーカーで製造されている同一成分のお薬をお手元に届けることが可能になります。

災害時などで一部の製薬メーカーで製造が止まっても他メーカーのお薬で受け取ることができ、お薬によっては後発医薬品として受け取っていただくことでお支払いを安く抑えることができます。

また、2024年10月1日からは患者さんが先発品（長期収載品）薬剤を希望された場合には、「医療上の必要性がある場合」「後発品が入手困難な場合」を除いて選定療養費（保険適用外の費用）として両者の差額の4分の1を患者さんご自身に負担いただくこととなります。

詳しくは職員までお問い合わせください。

2024年4月1日  
みみはら在宅クリニック  
所長 奥村伸二